主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人日下繁、同井出正光の上告理由第一点について。

論旨は、東京国際見本市は社団法人東京国際見本市協会(以下たんに見本市協会という)により東京都において開設されるところ、見本市協会は東京都を中心的正会員とし、東京商工会議所、日本貿易振興会および株式会社東京国際貿易センターを正会員として組織される公共的団体で、経費の大部分を東京都が負担しており、かかる実情に照らして、東京国際見本市は、旧特許法(大正一〇年法律九六号)六条一項にいう「都道府県二準ズベキモノノ開設スル博覧会」に該当するものと解すべく、原判決には同条項の解釈を誤つた違法がある、という。

しかし、同条項にいう「都道府県二準ズベキモノ」とは、旧特許法施行当時わが 国の統治下にあつた朝鮮の道、台湾の州のごとき地方公共団体を指称し、見本市協 会がこれに該当しないことは、原判示説示のとおりである。論旨は採用できない。 同第二点および第三点について。

論旨は、東京国際見本市は同条項にいう「政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覧会」に 該当し、原判決には同条項の解釈を誤り、また理由不備の違法がある、という。 しかし、右にいう「政府ノ認可」は博覧会の開設自体に関するもので、見本市協 会の設立につき通商産業大臣の許可があつたことをもつて、同条項にいう「政府ノ 認可」があつたものとすることはできず、その他、原判決が、その認定した事実関 係のもとにおいて、所論東京国際見本市が同条項にいう「政府ノ認可ヲ得テ開設ス ル博覧会」に該当しないとした判断は正当で、その過程にも所論の違法は認められ ない。論旨は採用できない。 同第四点について。

東京国際見本市が、同条項にいう「工業所有権保護同盟条約国ノ版図内二開設スル官許ノ万国博覧会」に該当しないとした原判決の判断は正当で、論旨はとうてい採用できない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民事訴訟法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

| _ |   | 健 | 野 | 奥 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|---|--------|
| 介 | 之 | 浅 | 鹿 | 草 | 裁判官    |
| 彦 |   | 芳 | 戸 | 城 | 裁判官    |
| 外 |   | 和 | 田 | 石 | 裁判官    |
| 郎 | 太 | 幸 | Ш | 色 | 裁判官    |